

## 定額減税が開始されます

令和6年6月より、定額減税が実施されます。合計所得金額1,805万円以下の居住者は、令和6年分所得税額から本人3万円、同一生計配偶者と扶養親族1人につき3万円が控除され、令和6年分個人住民税所得割額から本人1万円、同一生計配偶者と扶養親族1人につき1万円が控除されます。

国税庁「定額減税特設サイト」では、制度紹介、Q&Aなどが公開されています。

### ○給与にかかる定額減税

給与所得者に対する定額減税は、扶養控除申告書を提出している給与所得者(いわゆる甲欄適用者)に対して、給与の支払者のもとで、給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。

なお、給与支払者は、令和6年6月1日以後、最初に支払う給与・賞与等の源泉徴収税額から月次控除額を順次控除します(月次減税事務)。また年の途中で同一生計配偶者や扶養親族の異動などが生じた場合は、年末調整にて精算します(年調減税事務)。

### ○公的年金等にかかる定額減税

公的年金等の支払いを受ける者は、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出することにより、6月1日以後、最初に支払う年金の源泉徴収税額から定額減税額を順次控除します。年の途中で同一生計配偶者や扶養親族の異動が生じた場合は、年末調整にて精算します。

### ○事業所得・不動産所得・退職所得の場合

事業所得、不動産所得のある納税者は、予定納税額から定額減税の本人分が控除されます。さらに、予定納税額の減額申請の手続きにより、同一生計配偶者分、扶養親族分の減税額相当額を控除できます。予定納税のない納税者は、確定申告において定額減税額の控除を受けます。退職所得のある納税者は、源泉徴収時に定額減税の控除は行われず、確定申告にて控除を受けます。

### ○住民税額からの控除方法

住民税所得割額からの控除は、給与所得で特別徴収の場合、令和6年7月から令和7年5月分の11か月で均等額を控除、普通徴収の場合、第1期分(令和6年6月分)から順次控除されます。公的年金等は、令和6年10月分の特別徴収税額から順次控除され、控除しきれない額は、調整給付金で支給されます。